

News Letter

ニュースレター



2025 年 5 月 29 日



2025 年度「休み方改革特別休暇」の制定について

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、愛知県「休み方改革」※1 イニシアチブ賛同企業として、2023 年度より実施している「休み方改革特別休暇」について、2025 年度もパートタイマーを含めた全従業員に対して 1 日を付与することを決定いたしましたのでお知らせします。

当行は、今後も従業員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るとともに、地域経済の活性化実現に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。

※1 愛知県民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上により地域経済の活性化の実現を目指すため、愛知県が経済界・労働界・教育界と共に「休み方改革」に取り組むプロジェクトです。

記

1. 背景・目的

名古屋銀行では、従業員の「働きがい」向上を目指し、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた取り組みとモチベーション向上につながる施策を積極的に行っております。従業員が健康でイキイキと働ける環境整備を進めていることから、愛知県が推進している「休み方改革」イニシアチブに賛同し、2023 年度より 3 年連続で 2025 年度も「休み方改革特別休暇」を制定いたしました。

2. 2025 年度「休み方改革特別休暇」の概要

対 象 者 ： 全従業員（パートタイマーを含む）約 2,500 名

付与日数 ： 2025 年 6 月 1 日～2026 年 2 月 28 日の期間において 1 日を付与

《参考》名古屋銀行の健康経営

名古屋銀行では、パーパスである「未来創造業」を実現するためには役職員とその家族の心身の健康が重要であると考え、健康保持・増進に向けた取り組みを積極的に行っています。その結果、健康経営に優れた上場企業として、経済産業省および東京証券取引所の「健康経営銘柄 2025」に選定されました。あわせて、優良な健康経営を実践している法人として経済産業省より「健康経営優良法人～ホワイト 500～」に 3 年連続で認定されました。



以 上